

令和5年度国民健康保険料の料率について

国民健康保険料の料率については、当該年度の被保険者数や世帯数の見込み、及び直近における国民健康保険財政の収支などを勘案し、毎年度算定しております。

この度、現時点における被保険者数や、令和4年度国民健康保険特別会計決算見込み等を踏まえ、令和5年度国民健康保険料の料率を算出しましたので報告いたします。

1 令和4年度末時点の被保険者数及び世帯数 ※（ ）は前年度末数字

被保険者数：77,908人（81,918人→△4,010人）

世帯数：52,649世帯（54,695世帯→△2,046世帯）

全市民に占める加入率：17.57%（18.55%→△0.98ポイント）

2 令和4年度国民健康保険特別会計決算見込み（概算）

単年度収支においては、次のとおり歳出超過が想定されます。

① 歳入総額：380億7,336万円（令和3年度からの繰越金含む）

② 歳出総額：372億9,157万円

③ ①－②：7億8,179万円（令和5年度への繰越金）

④ ①のうち令和3年度からの繰越金額：10億1,690万円

⑤ ③－④：△2億3,511万円（単年度収支）

3 令和5年度国民健康保険料の料率

令和5年度に本市が県に支出する国民健康保険事業費納付金については、被保険者の高齢化、医療の高度化による保険給付費の増などの理由により、被保険者一人当たり約13,000円の大幅な増額となっております。

このことにより、保険料については納付金の増額分と同程度の引き上げを検討する必要がありますが、大幅な保険料率の引き上げは、被保険者の生活に大きな影響を及ぼすことから、令和5年度国民健康保険料の料率については、一般会計からの法定外繰入金を増額、基金からの繰入や繰越金を活用することで、一人当たりの保険料の引上幅を約6,000円まで抑制を図り決定しました。

なお、具体的な料率等については、次ページのとおりです。

【令和5年度国民健康保険料の料率及び賦課限度額】

(1) 医療分

区分	令和5年度	令和4年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の6.19%	旧ただし書所得の5.95%	0.24ポイント
均等割	26,880円	24,240円	2,640円
平等割	17,400円	16,560円	840円
賦課限度額	650,000円	650,000円	0円

(2) 後期高齢者支援金分

区分	令和5年度	令和4年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の2.65%	旧ただし書所得の2.53%	0.12ポイント
均等割	11,040円	9,960円	1,080円
平等割	7,080円	6,840円	240円
賦課限度額	220,000円	200,000円	20,000円

(3) 介護分

区分	令和5年度	令和4年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の2.55%	旧ただし書所得の2.41%	0.14ポイント
均等割	12,480円	11,880円	600円
平等割	6,000円	5,880円	120円
賦課限度額	170,000円	170,000円	0円

(4) 一人当たり保険料

令和5年度	令和4年度	対前年度比較
119,398円	110,037円	9,361円(8.51%増)

※ 令和4年度の一人当たり保険料算出時と比較し、新型コロナウイルス感染症に関する制限が緩和されたなどの理由から被保険者の所得水準が向上しており、同じ所得水準で保険料を算定し比較しますと、一人当たり保険料は約6,000円の増加(5.24%増)になります。

以上

(事務担当 福祉部保険年金課)